

交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金に関する要綱の制定について (例規通達)

(昭和46年3月13日)
(栃交企第96号・栃会第2000号 栃木県警察本部長通達)

交通事故による負傷者を医療機関に搬送した者に対して、一定額の報償金を贈与することにより、負傷者の救護活動の促進を図るため、今回、県知事との協議により、交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金に関する要綱(昭和46年3月31日、栃木県告示第217号。以下「要綱」という。)が制定され昭和46年4月1日から実施することとなったが、要綱の解釈および運用上の留意事項は、別添のとおりであるから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

解釈および運用方針

要綱の解釈および運用方針は次のとおりである。

1 用語の意義

(1) 交通事故

交通事故とは、道路交通法第72条第1項に規定する交通事故のうち、負傷をともなうすべての交通事故をいい、交通事故による負傷者とは、交通事故が原因で負傷したものである。したがって、交通事故と負傷との間に因果関係が認められるものであれば屋内での負傷者も含まれる。

(2) 医療機関

医療機関とは、病院医院等であつて、負傷者の治療を行なうすべての施設をいう。

(3) 搬送した者

搬送した者(以下「搬送者」という。)とは、交通事故による負傷者を医療機関に搬送した者であつて、搬送の手段、方法を問うものでない。

また、搬送しようとした者が、搬送の途中で救急車等に引き継いだ場合のように直接医療機関に搬送したものでなくともこれを搬送者として取り扱うものとする。

(4) 報償金

報償金とは、搬送者の善意に報いる謝金で、その実費を補償するという性質のものではない。

2 適用区域

栃木県の区域内で発生した交通事故とは、いわゆる行政区域による栃木県内において発生した交通事故をいい、これによる負傷者を搬送したすべての者について適用する。

3 報償金を贈与することが適当でない認められる者

「報償金を贈与することが適当でない認められる者」の例は次のとおりである。

- (1) 加害者の親族および雇用者等が搬送したとき。
- (2) 消防団員がその職務として搬送したとき。
- (3) 医療機関の関係者が救急用務に従事したとき。

4 搬送行為の通報および贈与の決定

(1) 搬送カードの記載

搬送者が報償金を受けようとするときは、通常、警察署等または医療機関に備えつけてある搬送者カード(別記様式第1)に必要事項を記入して、交通事故の発生地を管轄する警察署長に通報することとなるが、搬送者が文盲等で記載できない場合は、他の者が代筆しても差しつかえないものとする。

(2) 搬送者の確認

搬送者カードを受領したときは、当該搬送者カードに記載してある事項について、交通事故関係書類等と照合、または調査して搬送者に該当するか否かを確認するものとする。

(3) 搬送者カードの移送

他の警察署管内で発生した交通事故にかかる搬送者カードを受領したときは、すみやか

に当該警察署長へ移送するものとする。

(4) 搬送者に対する通知

報償金を贈与する場合は、報償金贈与通知書(別記様式第2)により報償金を受けようとする者に通知するものとする。

なお、負傷者を搬送した者であつても、要綱第3条の各号に該当するときは、報償金贈与非該当通知書(別記様式第3)により、通報者に通知するものとする。

(5) 搬送者カードの送付がない者に対する取扱い

搬送者カードの送付がない者であつても、交通事故処理等の過程において、搬送者であることが判明したときは、報償金を贈与することができる。

5 報償金の額

報償金は、搬送行為1件につき2,000円を贈与することとなるが、この場合の「搬送行為1件」とは、搬送者1人につき1件という意味である、したがつて、たとえば1人の負傷者について2人の搬送者があつた場合は、2件となり、それぞれ報償金の贈与の対象となる。

(この場合は、搬送者カードがそれぞれの搬送者から通報されることとなる。)

6 支出方法等

(1) 交通捜査課長又は交通課長は、報償金を贈与することが適当と認められる場合は、交通事故負傷者搬送報償金事案報告書(別記様式第4)により、警察署長へ報告すること。

(2) 警察署長は、交通事故負傷者搬送報償金の支出が適当と認めるときは、交通事故負傷者搬送報償金事案報告書の写しを交通部交通企画課長に送付するとともに、警務部会計課長から予算令達を受けること。

(3) 交通捜査課長又は交通課長は、交通事故負傷者搬送報償金事案報告書を当該警察署会計課長に引継ぐこと。

(4) 交通事故負傷者搬送報償金事案報告書の引継ぎを受けた警察署の会計課長は、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)に基づき、指定された金融機関に口座振替の方法により支払うこと。

7 他の表彰との関係

報償金を受けた者が、他の表彰に該当する場合は、かさねて他の表彰をすることができる。

8 処理上の留意点

(1) 簿冊の備え付け

交通事故負傷者搬送報償金事案報告書を備え付け、報償事務の取り扱い状況を明らかにしておくこと。

また、搬送者カードの送付のない場合は、処理結果欄に「搬送者カード送付なし」と記載し、明かにしておくこと。

(2) 搬送者カードの備え付け

警察署長は、警察署等および必要と認められる医療機関に搬送者カードを備えつけるとともに、その補充について配意し、搬送者に迷惑をおよぼさないよう留意すること。

(3) 報告

警察署長は、毎月の取り扱い状況を交通事故負傷者搬送報償金取扱状況報告書(別記様式第5)により、翌月10日までに警察本部長に報告すること。